

愛媛県西条庁舎キュービクル修繕業務仕様書

1 業務名

愛媛県西条庁舎キュービクル修繕業務

2 対象施設

愛媛県西条市喜多川 796 番地 1 愛媛県東予地方局西条庁舎
施工場所については、現場確認等を行うこと。(図面は参考添付)

3 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
ただし、業務日程については発注者と適宜協議を行うこと。

4 業務内容

愛媛県西条庁舎に設置しているキュービクル等の更新を行い、庁舎内電源の安定化を図る。

- (1) 機種及び数量 別添設計書のとおり
- (2) 作業内容 現行機器撤去、機器取付、試験実施

5 安全管理

施行にあたっては、西条庁舎の運営に支障のないよう、また、西条庁舎の利用者等に危害を加えることがないよう、安全に留意し事故防止に努めるとともに

6 提出書類

本修繕について、受注者は下記の関係書類を提出すること。

なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とし、提出数は発注者の指示による。

- (1) 工程表等（契約締結後速やかに）
- (2) 着手・完了届（着手・完了後速やかに）
- (3) 作業写真（完了後速やかに）
- (4) その他指示された書類

7 技術担当者

施工にあたり必要な技術と経験を有すること。

8 検査

修繕完了後、現場代理人等立会のうえ、担当課職員が完成検査を実施し、現場及び書類検査合格をもって完了とする。

但し、手直し事項が発生した場合は、手直し完了後再検査を実施し検査合格をもって完了とする。

9 その他

- (1) 本業務は、愛媛県西条庁舎の通常業務等に支障を及ぼさないよう十分配慮するとともに歩行者等に十分配慮し作業に当たること。また、停電を伴う作業の際には、危機管理の観点から、西条庁舎の防災通信システムや電話交換機（6階）が停止しないよう

に、燃料を補充のうえ非常用予備発電装置の運転や発電機の設置により対応すること。

- (2) 修繕について、事前に県担当者と連絡をとり、利用状況や安全管理、振動騒音等を配慮の上施工すること。
- (3) 作業場所周辺は、養生及び立入禁止表示等を行い周辺の安全と保護対策を行うこと。
- (4) 修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。
- (5) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (6) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (7) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (8) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (9) 本修繕を施工にするに当たり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (10) 同敷地内で他の修繕等を行っている場合は、双方の修繕等が適切かつ円滑に行われるよう、十分調整のうえ実施すること。
- (11) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (12) 発注者は、業務の実施に関して必要な範囲において、受注者が施設を無償で使用することを許可することとする。受注者は、細心の注意をもって使用することとし、破損等の損害を与えた場合、発注者に報告するとともに、速やかに復旧すること。
- (13) 現場施工上疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定すること。
- (14) 今回の入札において、必要に応じて現場確認を行い、施設管理者の説明を受けること。ただし、現場確認・職員の説明を受ける日時は事前に連絡の上、調整を行うこと。